

緊急小口資金特例貸付借入申込書

郵送受付

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

受付市町村:

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません 署名

※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 年 月 日 県社協受付日 支店/受付番号

申込金額 万円 据置期間 ア.12か月 イ.その他()か月 償還期間 ア.24か月 イ.その他()か月 償還方法 月賦 一括
借入申込者 フリガナ氏名 印 性別 男 女 生年月日 大正昭和平成 年 月 日 (満 歳)
現住所 (〒 -) 自宅電話 () 携帯電話 ()
勤務先名称または職業 勤務先等住所 電話 ()

借入申込者の世帯状況
フリガナ氏名 続柄 年齢 生年月日 勤務先・学校名 特記事項(感染罹患等、要介護者、学校休校等)
1 本人 (凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R
2 夫・妻・子・父・母・その他 T・S・H・R 年 月 日
3 夫・妻・子・父・母・その他 T・S・H・R 年 月 日
4 夫・妻・子・父・母・その他 T・S・H・R 年 月 日
ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合

口座振込の場合 金融機関 支店名 預金種別 普通 当座
貸付金振込先 口座番号 口座名義人(カタカナ)

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 今後10万円を超える資金需要があるため

本特例貸付の利用実績; ア.今回が初めての借入 イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; 在留期間が延長の予定

緊急小口資金特例貸付
借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	_____ か月 (最大 12 か月)
	償還期間	_____ か月 (最大 24 か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 — TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

(借入申込者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

緊急小口資金特例貸付借入申込書

郵送受付

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

申込 1つでも該当しないものがあれば、貸付の
対象とはなりません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行って
○私及び私の世帯の者は、暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合は、理由

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。
ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
イ 世帯員に要介護者がいるとき。
ウ 世帯員が4人以上いるとき。
エ 世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
カ 上記以外で休業等による収入の減少等で、生活費用の貸付が必要な場合

特に希望がなければ
20万円以内の金額を記入してください

※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 年 月 日 県社協受付日

※この欄は担当職員が記入します。

申込金額	20 万円	据置期間 (12か月以内)	ア 2か月 イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア 24か月 イ.その他()か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	氏名 ●● イチロウ	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 ●●年 3月 25日 (満 40歳)	希望がない場合は、月賦を チェックしてください。	
現住所	(〒 -) 〇〇市●●●●●	勤務先名称 または職業	飲食店経営	勤務先等住所	〇〇市★★●●●●●		

借入申込者の世帯状況	1 氏名 フリガナ ●● ●●	会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。	勤務先・学校名	特記事項(感染者、要介護者、学校休校等)
2 フリガナ モモコ 桃子	夫・妻・子・父・母・その他 T・S・H・R ●●年●●月●●日	世帯員は年齢が高い順にご記入ください。	●● 薬局	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合
4 その他 名	夫・妻・子・父・母・その他	本人を含め5名の場合、本人以外の3名を上記に記載(年齢が高い順)し、その他に1名と記載ください。	★★ 小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合

口座振込の場合	金融機関	●● 銀行	支店名	●● 支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
貸付金振込先	本特例貸付を初めて借る場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借る場合は「イ」に☑をご記入ください。					

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減	<input checked="" type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため
---------------------------	-----------------------	---

本特例貸付の利用実績; ア.今回が初めての借入 イ.すでに借入したことがある

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; 在留期間が延長の予定

特記事項の力に該当し、10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに☑をご記入ください。

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額	20	万円
---------	----	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下
 記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 _____ (都道府県) 社協 (借受人) 太枠内を自筆し、押印してください。

住 所	〇〇市 ■■■●●●		
氏 名	●● 一郎	(印)	
生年月日	大正 昭和 平成	●●年	3月 25日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)	
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)	
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還
方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
				市区町村社協

この欄は担当職員が記入します。

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

必ず、自筆・押印をお願いします。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

●●県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL ●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 〇〇市■■●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送ください。
また、申請書類等においては、ご自身の控え用としてコピーをお取りください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意ください。

項目	確認事項	チェック
(1)借入申込書、重要事項説明書、借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書2か所に「氏名」記入・1か所「押印」（太枠内）した ・重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2)住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票に世帯全員が記載されている ・借入申込書と住所が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3)通帳、またはキャッシングカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの本人確認書類をコピーし同封した <ul style="list-style-type: none"> ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 	<input type="checkbox"/>
(5)同封書類	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての書類が揃っている ※控え用にコピーをとった。 <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本/マイナンバー記載なし） f. 預金通帳またはキャッシングカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー） 	<input type="checkbox"/>

緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)窓口での申請手続き業務フロー(例)

本業務フローは、緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)の借入申請を希望する方に対する受付窓口での申請手続きを整理した業務フローとなります。

業務内容	
窓口対応の場合	
1. 借入申請者への説明	<p>(1) 来所された相談者に、説明用のチラシ等を使用し、生活福祉資金(新型コロナウイルス特例貸付)の概要説明を行う。</p> <p>概要説明を行ったうえで、新型コロナウイルス特例貸付の申込手続きについて、以下の書類を用いて説明する。その後、2. により、必要事項の記載、捺印が必要な箇所を指示する。</p> <p>① 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 ② 緊急小口資金特例貸付借入申込書 ③ 生活福祉資金に関する重要事項説明書 ④ 収入の減少状況に関する申立書 ⑤ 借用書 ⑥ 上記②～⑤の記入例</p>
2. 借入申請者による申請書類の記入と窓口担当者による内容確認	<p>(1) 重要事項説明書を説明のうえ、借入申請者に、借入申込書、借用書に必要事項の記載および署名捺印いただく。</p> <p>(i) 「重要事項説明書」について、借入申請者に、告知事項及び遵守事項を理解したことを確認いただく。 窓口担当者は、「重要事項説明書(署名欄は自筆)」の下段の記入年月日、借受人住所、借受人住所、氏名の記入(自筆)、捺印を確認する。</p> <p>(ii) 借入申請者に、「借入申込書」および「借用書」の枠内に必要事項を記載して、署名、捺印しているか確認。</p> <p>(iii) 「借入申込書」欄の申込金額が10万円を超えている場合は、特記事項欄中にある ア) 世帯員の中に罹患者がいるとき イ) 世帯員に要介護者がいるとき ウ) 世帯員に学校休校の子の世話をする労働者がいるとき エ) 世帯員に感染したおそれのある子の世話をする労働者がいるとき オ) 世帯員に個人事業主がいるとき のいずれかに○が付されている又は、「借入申込者の世帯状況」欄の人数の計が4人以上いるとき若しくは「借入理由」欄の「10万円を超える資金需要がある」にチェックが付いていることを確認</p> <p>(iv) 窓口担当者は、「借入申込書(署名欄は自筆)」、「借用書(署名欄は自筆)」に必要事項が記載され、チェックが必要な欄にチェックが入っているか確認する。また、署名、捺印があるか確認する。</p> <p>(v) 借入申請者に、「④収入の減少状況に関する申立書」を記入、下段枠に、自署による記入日の日付、住所、氏名、捺印をいただく。 ※減収の分かる資料がある場合はコピーする。</p>
	(2) 申請に必要な書類を確認する。

業務内容	窓口対応の場合
	<p>以下の書類の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i)住民票(世帯全員分) 窓口担当者は、世帯全員分が表示されている住民票であることを確認する。 (ii)預金通帳の写し(名義、口座番号を確認する) 窓口担当者は、貸付金の振込口座(銀行名、支店名、口座番号、本人名義)が確認できる箇所をコピーする。 (iii)本人確認用書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証) 窓口担当者は、本人確認用資料をコピーする。顔写真がある場合は、借入申請者と同一人物か確認する。 <p>※外国籍の方に対する貸付の場合の確認 係員は在留カードにより在留期間を確認し、在留期間が1年以内の場合はその後の在留の見込みについて確認する。 在留カードをコピーする。</p>
3. 都道府県社協への書類送付	<p>受付当日に、上記書類を一式都道府県社協に送付する(FAXまたは郵送・宅配便)。しかし、すべての書類が確認できない場合であっても、①借入申込書(署名、捺印)、②重要事項説明書(署名、捺印)、③借用書(署名、捺印)、④預金通帳の写し(貸付金の振込口座)を都道府県社協に送付することで、送金の迅速化をはかる。</p> <p>※都道府県社協の貸付決定(審査)に必要となる必要最低限の書類を受け付けた当日にFAXし、後日、必要書類一式(原本)を郵送する。</p>

緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)窓口(郵送)での業務フロー(例)

本業務フローは、緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)の借入申請を希望する方に対する郵送での申請手続きを整理した業務フローとなります。

郵送対応の場合	
1. 借入申請者による申請書類の入手	
(1) 借入申請者は、以下の申請書類を入手する。	
借入申請者は、市区町村社協への電話連絡やメールによる連絡、または都道府県社協、市区町村社協ホームページからのダウンロードにより申請書類を入手する。	
①一時的な資金の緊急貸付に関するご案内 ②生活福祉資金に関する重要事項説明書 ③緊急小口資金特例貸付借入申込書 ④借用書 ⑤収入の減少状況に関する申立書 ⑥上記②～⑤の記入要領と記入例 ⑦提出時チェックリスト	
(2) 借入申請者は、重要事項説明書を確認のうえ、借入申込書、借用書に必要事項の記載および署名捺印を行う。	
(i) 「②重要事項説明書」を確認のうえ、下段枠に、自署による記入日の日付、住所、氏名、捺印を行う。	
(ii) 「③借入申込書」および「④借用書」の枠内に必要事項を記載して、署名、捺印を行う。	
(iii) 「⑤収入の減少状況に関する申立書」を記入し、下段枠に、自署による記入日の日付、住所、氏名、捺印を行う。	
2. 借入申請者から受付窓口への申請書類の郵送	
⑦「提出時チェックリスト」による確認の上、②～⑤、⑦の書類ならびに下記3.(1)の申請に必要となる書類を同封し、郵送する。 ※送付の方法は追跡が可能となる簡易書留が考えられる。	

<p>3. 受付窓口における申請書類の確認</p>	<p>(1) 申請に必要な書類の確認</p> <p>以下の書類の有無を確認する。</p> <p>ア)借入申込書(署名、捺印)</p> <p>イ)重要事項説明書(署名、捺印)</p> <p>ウ)借用書(署名、捺印)</p> <p>エ)住民票(世帯全員分)</p> <p>オ)預金通帳の写し(貸付金の振込口座)</p> <p>カ)本人確認用書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証のいずれか)</p> <p>キ)収入の減少状況に関する申立書(署名、捺印)</p>
<p>(2) 申請書類の確認</p>	<p>(i) 「借入申込書」および「借用書」の内容確認</p> <p>○ 窓口担当者は、「借入申込書(署名欄は自筆)」、「借用書(署名欄は自筆)」に必要事項が記載され、チェックが必要な欄にチェックが入っているか確認する。また、署名、捺印があるか確認する。記入漏れ、署名、捺印漏れがある場合は、申請者に連絡し、返送または改めて郵送していただくことで対応。</p> <p>(ii) 「借入申込書」欄の申込金額が10万円を超えている場合は、特記事項欄中にある</p> <p>ア)世帯員の中に罹患者等がいるとき</p> <p>イ)世帯員に要介護者がいるとき</p> <p>ウ)世帯員に学校休校の子の世話をする労働者がいるとき</p> <p>エ)世帯員に感染したおそれのある子の子の世話をする労働者がいるとき</p> <p>オ)世帯員に個人事業主がいるとき</p> <p>のいずれかに○が付いている又は、「借入申込者の世帯の状況」欄の人数の合計が4人以上いるとき若しくは「借入理由」欄の「10万円を超える資金需要がある」にチェックが付いていることを確認</p> <p>(iii) 「重要事項説明書」の内容確認</p> <p>窓口担当者は、下段枠に、自署による記入日の日付、住所、捺印漏れ、署名、捺印漏れがある場合は、申請者に連絡し、返送または改めて郵送していただくことで対応。</p> <p>(iv) 「収入の減少状況」に関する申立書の内容確認</p> <p>窓口担当者は、「収入の減少状況」に関する申立書の枠内に必要事項が記載されていることを確認し、下段枠に、自署による記入日の日付、住所、氏名、捺印があることを確認する。記入漏れ、署名、捺印漏れがある場合は、申請者に連絡し、返送または改めて郵送していただくことで対応。</p>

	<p>(3)申請に必要となる書類の確認</p> <p>以下の書類の有無を確認する。</p> <p>(i)住民票(世帯全員分) 窓口担当者は、世帯全員分が記載されている住民票であることを確認する。</p> <p>(ii)預金通帳の写し(名義、口座番号を確認する) 窓口担当者は、貸付金の振込口座(銀行名、支店名、口座番号、本人名義)が表示されていることを確認する。</p> <p>(iii)本人確認用書類の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証) 窓口担当者は、上記いずれかのコピーにより氏名(可能な場合は住所、生年月日)を確認する。</p> <p>※外国籍の方に対する貸付の場合の確認 窓口担当者は在留カードのコピーにより在留期間を確認する。上記書類がない場合は、申請者に連絡し、郵送していただく。</p>
<p>3. 都道府県社協への書類送付</p>	<p>受付当日に、上記書類を一式都道府県社協に送付する(FAXまたは郵送・宅配便)。しかし、すべての書類が確認できない場合であっても、①借入申込書(署名、捺印)、②重要事項説明書(署名、捺印)、③借用書(署名、捺印)、④預金通帳の写し(貸付金の振込口座)を都道府県社協に送付することで、送金の迅速化をはかる。</p> <p>※都道府県社協の貸付決定(審査)に必要な最低限の書類を受け付けた当日にFAXし、後日、必要書類一式(原本)を郵送する。</p>

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）受付時チェックリスト

チェック日： _____

申込者氏名 _____

受付社協名・担当者： _____

No.	項目	チェック欄	
1	借入申込書	あり □	
	(1) 借入申込書の上部「署名」「記入年月日」欄・借入申込者「氏名（フリガナ）」欄に記入がある	あり □	なし □訂正等不可につき再徴求
	(2) 借入申込書の「申込金額」欄に最大20万円までの申込金額記入がある	あり □	なし □訂正等不可につき再徴求
	(3) 20万円の上限額に合致する「特記事項」の選択、もしくは借入理由欄の「今後10万円を超える資金需要があるため」に☑がある。	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(4) 借入申込者「氏名」欄の横に押印がある	あり □	なし □署名があることで確認
	(5) 貸付金振込先「金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義」欄の記入内容が預金通帳等のコピーと一致する	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(6) 借入申込者「現住所」欄と住民票記載住所が一致する	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(7) 借入申込書の太枠内に記入があり、「据置期間A、12か月」等が選択され、☑チェックがある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(8) 借入申込者の世帯状況が住民票記載内容と一致し、世帯員氏名のフリガナ記載がある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(9) (来所対応) 上記内容を確認し、コピーを借入申込者に渡した	□	
2	借用書	あり □	
	(1) 「借用金額」に借入申込書と同額（最大20万円）の記入があり、「氏名」欄に記入がある	あり □	なし □訂正等不可につき再徴求
	(2) 借用書「氏名」欄の横に押印がある	あり □	なし □署名があることで確認
	(3) 借用書「現住所・生年月日」、「貸付金の償還」欄に借入申込書と同じ内容の記入がある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(4) (来所対応) 上記内容を確認し、コピーを借入申込者に渡した	□	
3	重要事項説明書	あり □	
	(1) 「上記の事項について、全ての内容を了承しました」下段「氏名」欄に記入がある	あり □	なし □訂正等不可につき再徴求
	(2) 重要事項説明書「氏名」欄の横に押印がある	あり □	なし □署名があることで確認
	(3) 重要事項説明書「日付・住所」に借入申込書と同じ内容の記入がある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(4) (来所対応) 上記内容を確認し、コピーを借入申込者に渡した	□	
4	収入の減少状況に関する申立書の確認	あり □	
	(1) 「勤務先名称または職業・勤務地・減少前後の収入・減収の理由」欄に記入がある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
	(2) 申立書「氏名」欄に記入がある	あり □	なし □訂正等不可につき再徴求
	(3) 申立書「氏名」欄の横に押印がある	あり □	なし □署名があることで確認
	(4) 申立書「日付・住所」に申立書と同じ内容の記入がある	あり □	なし □聴取により訂正・補記
5	添付書類の確認（本人確認書類含む）	あり □	
	(1) 住民票 原本 （世帯全員が記載されたもの／マイナンバー記載なし※あればマスキング処理）	あり □	なし □回収中
	(2) 通帳またはキャッシュカードのコピー（金融機関名・支店・口座名義・口座番号が分かる）	あり □	なし □回収中
	(3-1) 本人確認書類（コピー） ※住民基本台帳カードも可能とする。 □ア、運転免許証 □イ、パスポート □ウ、マイナンバーカード □エ、健康保険証	あり □	なし □
	(3-2) 外国籍の方の場合、在留カード（特別永住者証明書）のコピーを取得する ※在留期間の確認	該当あり □	該当なし □